

地方分権を推進するうえでの諸課題について
(報 告)

平成 21 年 2 月

諸課題検討ワーキンググループ

目 次

はじめに	1 頁
1 国と自治体の協議の場について	2 頁
2 自治体の要望・提言に対する国の回答義務の制度化について	6 頁
3 国の外郭団体で分権推進の支障となる事例と解決策について	7 頁
4 国から県、県から市町村への調査報告のルール化及び調査報告を公開・共有する仕組みについて	8 頁
おわりに	10 頁
資料 1 国と自治体の協議の場関係法令	11 頁
資料 2 新地方分権構想検討委員会 中間報告（抜粋）	12 頁
資料 3 地方行財政会議(仮称)に関する知事会の整理（案）	13 頁
資料 4 構造改革特区	14 頁
資料 5 北上市及び滝沢村における調査報告事例の一覧	15 頁
検討経過	17 頁
ワーキンググループ名簿	17 頁

はじめに

分権型社会の構築を目指して、地方分権改革推進委員会をはじめ、市町村や県それぞれも議論、提言、調整を行いながら、一步一步着実に進展を図っているところである。今後さらに、手付かずとなっていた課題や予測し得なかった課題などの大小様々な課題をも一つ一つ解決しながら、地方分権改革を加速していかなければならない。

諸課題検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）では、こうした諸々の課題として提起された以下のような課題について調査・検討することとされたが、奇しくもこれらの課題は、国と地方間あるいは県と市町村間のコミュニケーションの問題にくくられるものとなり、合意形成やそれぞれが持つ情報の流れや共有、活用のあり方などが問われるものとなった。

分権型社会における各主体のコミュニケーションの仕組みをいかに構築していくか、当 WG において、現行制度の検証や現在行われている議論、県や市町村の実務の実態を調査し、今後あるべき具体的な制度化等について検討を重ねた、その結果を御報告する。

(1) 国と自治体の協議の場について

国と地方が法的に保障された中で、協議を行う場が必要ではないか。

(2) 自治体の要望・提言に対する国の回答義務の制度化について

地方自治に影響を及ぼす事項について、国への要望、提言がなされたときは、国は、真摯に遅滞なく回答すべきであり、その義務を制度化すべきではないか。

(3) 国の外郭団体で分権推進の支障となる事例と解決策について

国の省庁と自治体間で事務権限、国の関与、補助金等の見直しがなされても、国の外郭団体の活動が自治体の事務の支障となる事例があるのではないか。

(4) 国から県、県から市町村の調査報告のルール化及び調査報告を公開・共有する仕組みについて

通達等による過剰な関与や、活用されていない報告、国と県で重複する調査等については、廃止・簡素化等を行う必要があるのではないか。

また、国や県の調査については、調査結果及びその活用方法について、自治体の共有財産として公開・共有すべきではないか。

1 国と自治体の協議の場について

(1) 現状と課題

現在、住民サービスや税の徴収など地方行財政に係る諸制度の多くは、地方公共団体によって執行されているが、地方行財政制度に関する決定は、主に中央政府が行っており、制度改革の影響を大きく受ける地方公共団体がそれらの決定に関する議論に関与することは難しい状況にある。

また、例えば、介護保険制度や後期高齢者医療制度など社会福祉・保健医療対策等の分野において、地方に新たな負担や実施義務が課せられているほか、地方交付税については、国の財政再建に軸足を置いた大幅な削減がなされるなど、地方の実情に配慮しない国の一方的な制度決定がなされてきた。

現状では、「政府主催全国知事会議」や「地方に対する情報提供制度」などがあるが、これらは、政府の意思決定過程に直接参画するものではないことから、企画・立案等への影響は十分とは言えない。

主な国との協議・意見提出制度など

会議・制度名/根拠	内 容 等
・地方意見提出制度 (地方自治法 263 条の 3)	地方の意見を国政に反映させる制度として、H5 に規定が設けられた。地方自治に影響を及ぼす法令などに関し、首長や議長の全国連合組織が総務相を通じ内閣、国会に意見を提出できるもの。 「地方分権の推進に関する意見」として、これまで H6、H18 に 2 回提出。
・長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度 (地方自治法 263 条の 3)	地方自治に影響を及ぼす施策の企画・立案の際に、地方に対し情報提供する制度として H18 に規定が設けられた。地方が事前に法律案等の内容を知りうることを担保し、意見提出権を補足するもの。 H18 は 19 件、H19 は 24 件の情報提供があり、うち「新しい地方公共団体の再生法制について」に関しては、知事会から意見を提出した。
・国地方係争処理委員会 (地方自治法 250 条)	国の関与等が不当であると地方が判断した場合、地方が争う制度として H12 に規定が設けられた。 実績はない。
・交付税の算定方法に関する地方公共団体の意見提出制度 (地方交付税法 17 条の 4)	交付税の算定に地方の意見を適確に反映するとともに、その過程を明らかにする制度として H12 に規定 各地方公共団体から単位費用や補正係数等に関する多くの意見が提出されている。

会議・制度名/根拠	内 容 等
・政府主催全国知事会議 (閣議決定)	政府と地方との密接な連携を図る目的で、毎年秋に開催されている。懇談が主体であり、特定の議題は設定されていないもの。 H15 から 6 回開催されている。 総理大臣、各閣僚、知事が出席する。
・国・地方の定期意見交換会 (事実上の会合)	主に地方税財政についての意見交換を行うもの。 H19 から 4 回開催されている。 内閣官房長官、総務大臣、六団体会長等が出席する。
・国と地方の協議の場 (事実上の会合)	国と地方の代表が一同に会する場としてはじめて設置され、三位一体改革等について意見交換したもの H16～H17 の間、計 14 回開催されている。 内閣官房長官、総務大臣、六団体会長等が出席する。

(2) 地方六団体等の取組み ～「(仮)地方行財政会議」の設置

地方六団体では、地方分権の推進を加速させるとともに、行財政運営に関して自らが決定し、責任を負うことを明確にさせるため、国と地方の役割分担や地方税財政制度について、国と地方が共同のテーブルについて協議を行う「内政の政策立案に関する地方の参画」システムとして「(仮)地方行財政会議」の法律による設置を求めている。

(仮)地方行財政会議の概要

新地方分権構想検討委員会¹の「分権型社会のビジョン(中間報告)」(H18.5)で提言。その後、地方六団体として、様々な機会を捉え継続して設置を求めている。

1) 地方六団体で組織する地方自治確立対策協議会に設置、委員長：神野直彦東京大学大学院教授

「分権型社会のビジョン(中間報告)」における提言の概要

趣旨

分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が政府の政策立案及び執行に反映されるよう、新たな組織を法律により設置する。

事項及び権限

以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議し、政府は、協議が整った事項について、その結果を尊重するよう努めるものとする。

国と地方の役割分担のあり方

国による関与・義務付けのあり方

地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担あり方

地方税財政制度のあり方

地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令・施策 など

構成

内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、他関係大臣(必要に応じ内閣総理大臣)国会議員、地方六団体各代表、民間有識者(政府と地方推薦者が同数)

議長

内閣官房長官と全国知事会会長が共同議長

事務

政府と地方が参画する独自事務局を設置

また、全国知事会では「(仮)地方行財政会議」の検討を進め、平成 19 年の全国知事会議において検討状況を整理した報告がなされたほか、本県でも、全国知事会等の取組みに呼応し、政府への提言・要望等の際に同会議の設置に関する事項を盛り込んでいる。

全国知事会の(仮)地方行財政会議に関する整理(詳細は、別添資料参照)

- ・ 会議は、国家行政組織法に規定する「行政機関」や「審議会」のような政府内組織ではなく、国会内の組織でもない。新規立法に基づく、中央政府と地方の政府間協議組織。
- ・ 定期開催を明記し、中央・地方政府双方の政策立案日程の中に系統的に組み込む。
- ・ 会議は「政府間協議組織」であり、国会の立法権や予算議決権を侵害するものではない。

岩手県の平成 21 年度政府予算提言・要望(抜粋)

1. 地方財政自立改革(第二期地方分権改革)の実現について

1 第二期地方分権改革の推進

(3) 地方の意見を反映させる仕組みの構築

地方財政計画等の策定プロセスに地方が参画する仕組みの構築などにより、地方財政の透明性・予見可能性を向上させるとともに、地方行財政全般にわたる重要事項を協議するための企画として「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。

(3) 今後の取組みの方向性

憲法には「地方自治の本旨」が明示され、平成 12 年の地方分権一括法では「国と地方は対等協力の関係」とされていることから、内政に関する立案・執行に地方が参画することは当然の権利である。

地方自治に関する国の一方的な制度決定が多いなか、制度の企画立案段階に、直接住民と向かい合う地方の意見を反映させる仕組みの必要性は、人々の暮らしを支える公共サービスの向上の観点からも明らかである。

これまで本県をはじめ地方六団体や全国知事会では、継続して、その実現を目指して「(仮)地方行財政会議」の法律による設置を提言しているが、第二期分権改革の動向などもあり、検討は遅々として進んでいないのが現状である。

WGにおいても、「(仮)地方行財政会議」のあり方について、実現可能性や機能をいかに果たすか等の視点で検討してきたところであり、次のような意見等としてまとめることができた。

今後の設置に向けた検討において、こうした点にも配意いただき、国・地方がさらに調整を進められることを期待する。

協議結果を政策・予算等に反映させるため、「経済財政改革の基本方針」や予算審議の日程を考慮した時期に協議できるような仕組みが必要である。

協議事項は、制度のあり方や税財源のあり方など基本的事項とし、いわゆる予算要望は対象外とすべきである。

協議事項によっては、県と市町村の意見が相異なる可能性もあり、その際の調整の仕組みを地方側が用意する必要があるのではないか。

我々が考える国と地方の関係は、地方分権改革を強力に推進することによって、地方公共団体が、自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」としての「地方政府」となることで、最終的に、国との協議の必要性を低下させることが本来の姿であると考えているが、その実現には、なお相当の時間を要するものと思われる。

したがって、国が地域の様々な分野を一方向的に規律する現状から、地域の実態に即した地方側の意見を諸制度に反映させる仕組みの早期実現のためには、例えば、本県における「地方分権会議」の活動等、県と市町村の分権の姿を具体的な実践例として示すなどして、現在審議中の第二期地方分権改革を地方からも強力に後押ししつつ、「(仮)地方行財政会議」の実現に向け、地方六団体と一体となって目指すことが必要である。

〔付記〕 地方分権改革推進委員会の「第2次勧告」で示された地方公共団体と国との協議機関である「地域振興委員会」については、WGが検討する「国との協議の場」と以下の点で相異すると考えられることから、今回は具体的な提言等を行っていない。

- ・ 同委員会は、国の出先機関の管轄区域内における、地域との連携やガバナンスの確保が目的であり、特定地域を対象としたものであること。
- ・ 協議対象が直轄公共事業等の執行に関するもので、国の政策形成過程については念頭に置かれていないこと。

2 自治体の要望・提言に対する国の回答義務の制度化

(1) 現状と課題

本論点の出発点は、地方公共団体が国に対して要望・提言を行った場合に、どの省庁の担当部局がどのような検討を実施したが不明であるばかりか、そもそも要望・提言に対する回答も行われないことに対する不満である。前項でも触れたとおり、国との協議・意見提出制度は、近年充実が図られてきているものの、このような問題は根強く残っている。

こうした不満が、これまで地方公共団体が議論に参画できないまま、地方の実情に配慮されない制度改正等がなされたこと等に起因するものであることにも鑑み、WGでは、漠然とした包括的な要望や、予算の増額等に関するものではなく、制度上の問題を中心に検討した。

本県と県内市町村の実情について見ると、本県の場合、市町村長が知事に対して毎年度行っているいわゆる「市町村要望」においては、全ての要望に対して回答し、その回答についても公表しているところである。当該要望においては、漠然とした要望や、公共事業の箇所付け要望なども多いのが実情であるが、そのような要望についても回答は行なされている。しかしながら、義務付けといっても、回答内容の充実度の問題もあり、「検討中」などの回答でも要望側が満足できるのかといった問題もある。

(2) 今後の取組みの方向性

地方分権改革の進展によって、最終的には、国との協議の必要性が低下し、国に対する要望・提言の必要性も低下するというのが基本的な考え方である。

しかしながら、その実現には、なお相当の時間を要するものと考えられるし、また地方分権改革が実現した後でも、住民に対するサービス提供の公平性の観点等から全国一律の基準に従い施策を実施していかなければならない事務事業もなお一定程度存在するものと考えられる。国において制度設計や法制化を行うべき事務事業があれば、行政サービスを提供する現場とをつなぐ要望・提言の重要性は、依然低下することはなかろう。

要望・提言の処理に関し、明確化を図った制度の例として、構造改革特区制度がある。全国一律の法令等による規制を緩和する制度として、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置である。

この特区制度では、計画作成に当たり地方公共団体が各省庁に対して各規制に関する法令の解釈を求めた場合には、各省庁に回答義務が課される。また、構造改革特別区域計画の認定手続きでは、認定がなされなかった計画についても、その理由が明らかにされることとされている。したがって、既存の法令により規制されている事務事業について地方公共団体単独で緩和を求めたい場合は、特に有効な制度となっており、さらには、一地方公共団体の申請を端緒に全国展開を図ることも可能である。

新たな法令の制定・制度構築を要する場合には、あまり有効な手段とはなり得ないが、特区制度は、どのような要望・提言が行われたのか、そしてそれに対しどのような回答がなされたのかをオープンにしていくことが制度改善の実現に直結するという好例といえよう。

以上から、当分の間は、既存の法令改正・制度改正に関する要望・提言については、特区制度等の既存制度の活用を図っていくほか、前項で述べた「国と自治体の協議の場」が設置されるまでの間は、住民に対して説得力のある内容の要望・提言をオープンに、かつ粘り強く行っていく必要がある。なお、地方六団体を活用して提言することは、国に対して「地方公共団体の総意」を多くのメディアを通じて示すことができる、現時点でも有用な手段と考えられる。

また、国は、地方に新たな財政負担や実施義務を課すような、地方公共団体が影響を大きく受ける制度改革などを行おうとする際には、地方公共団体からの要望・提言に対し、真摯にかつ遅滞なく回答すべきであり、住民への公開を前提とした回答義務の制度化を図っていくことが重要である。

なお、国の回答義務が制度化された場合であっても、前項において述べた国と自治体の協議の場を設置する必要性について影響を与えるものでないことを付言する。

3 国の外郭団体で分権推進の支障となる事例と解決策について

三位一体改革以降、新規の国の補助金が、地方公共団体を通じることなく、国の外郭団体から直接、終局受領者である市町村や団体へ交付される例が散見されるが、メンバー周辺の意見や関係部局・市町村へ照会を行ったところ、現時点においては、こうした動きのために特段の支障が生じているとの問題事例は確認されなかったところである。

しかしながら、住民の方々にとって、選挙や監査請求など地方公共団体に対して行使できる住民の権利によってサービスをチェックする機能が、国の外郭団体へは及ばないため、実際の運用が住民本位のものとならないおそれがある。また、問題所在や責任も、国なのか外郭団体なのか不明確になりかねない。

そもそも、国が様々な手段を講じて補助制度を守り、影響力を保持しようとすることは、地方分権の趣旨を逸脱していると言わざるを得ないものである。終局受領者との接点、現場に近いところでサービスが提供されるのが本筋であり、十分に国と地方の役割分担の考え方を踏まえたうえで、そもそも地方で行うべき業務については、財源を含めて地方に任せるべきである。

今後も、こうした観点から、国の外郭団体の活動を不断に注視し、地方公共団体がその実態を把握しつつ、住民サービスの提供については役割の縮小を図っていく方向で見直しを行っていく必要がある。

4 国から県、県から市町村への調査報告のルール化及び調査報告を公開・共有する仕組みについて

(1) 現状

分権一括法による自治法改正により、資料提供の要求は法律又はこれに基づく政令によらなければ行うことができない（自治法第 245 条及び第 245 条の 2（関与の法定主義））こととされており、当該規定を受けて、基本類型の関与のうち一定のものについては、地方自治法上に一般的な根拠規定が設けられている。

すなわち、同法第 245 条の 4 第 1 項の「国及び都道府県は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる」という規定に基づき、国は県に対し、県は市町村に対し各種照会を行うこととされている。

(2) 北上市及び滝沢村の調査結果及び問題点

機関委任事務が廃止され、国及び都道府県からの関与が制限されたことに伴い、国及び県から普通地方公共団体に対して行われる照会の件数は減少するものと考えられていたが、その後、照会される側から、逆に照会件数が増え、回答に要する作業量も増えたという意見が増加する傾向にある。

照会案件が増えてきた背景には、電子メールが普及し、簡単に照会や集約作業が行えるようになったという業務環境の変化もあると思われるが、このような問題意識をもって、WGの構成員が所属する北上市及び滝沢村の状況を調査し、その調査結果等から明らかになった主な問題点は次のとおりである。

ア 同じ内容の照会が、県及び国の複数の部署から寄せられる。

調査件数の増加

イ 調査結果を何の目的で行うか、どのように活用するかが明確に示されない。

回答作業に徒労感

ウ 調査結果がフィードバックされない、又はフィードバックが遅い。

回答作業に徒労感

(3) 対応策

これらの問題点に対し、考えられる対応策は、次のとおりである。

ア 照会する側（国・県）

(ア) 地方分権一括法による改正後の地方自治法の趣旨を理解し、照会する際は根拠を明記する。 回答作業の意味を確認し、その効果を予測できる。

(イ) 調査結果の取扱いについても調査根拠と同様に照会の際に明記する。 回答作業の意味を確認し、その効果を予測できる。

(ウ) 決算統計等公開された情報やデータに当たることで必要なデータが入手できる場合は照会しない、あるいは予め記入し確認程度の作業にとどめる。 調査件数、作業量を縮減できる。

(I) 県の機関においては、例年の照会で、他の関係部局と同様の内容で照会を行っているものは、関係部局間で整理し、市町村の負担を減らすよう工夫する。 調査件数を削減できる。

イ 照会される側（市町村・県）

(ア) 調査根拠が不明確な照会、結果のフィードバックについて説明されていない照会に対しては、必ず照会元に確認する。

(イ) 交付税等、地方自治法における関与の法定主義の適用対象外となる照会については、市町村の取りまとめを行う部署（財政課等）も、庁内の照会先に調査の趣旨を説明する。回答作業の意味や効果を確認できる。

(ウ) 同種の調査データを異なる相手から照会された場合は、後から照会した照会元に、同種の調査があった旨を情報提供する。調査件数を削減できる。

そして、これらの対応策を実施するに当たっては、県と市町村の間で常設の検討・監視組織（名称：「岩手県照会回答ウォッチ制度」）を設け、県に苦情相談窓口を設置して、随時相談を受け付けること。また、国及び県からの照会については、その項目や内容を定期的に調査して結果を取りまとめ、県と市町村の関係部局に情報提供するとともに、国の関係機関にも情報提供するような仕組みの構築が考えられる。

さらには、長期的な改善方策として、情報機器の発達を活用して重要な情報やデータを常時公開し、国や地方公共団体間でも共有して、そもそも照会 - 回答が不要となる仕組み作りを進めていく必要があるものと思われる。

おわりに

地方分権を進めていくうえで、諸課題として提起された問題を俯瞰すると、奇しくも国と地方公共団体あるいは県と市町村のコミュニケーションの問題であった。行政課題が複雑化し、現場と制度設計の場との連携が益々重要になるにもかかわらず、地方分権改革の進展と反比例する形で、交流のパイプが縮小しつつある。そういった懸念が強まっているのではないかと感じられた。

真に的確な行政サービスを提供するためには、制度化や改革に向けて、国と地方公共団体の双方が互いの立場や状況に理解を示しながら、重要な情報を持ち寄って協議・検討を重ねることが不可欠である。

本WGでは、検討したそれぞれの問題について、具体的な仕組みの構築には至らなかったが、相互理解、情報の共有、緊密な協議・検討のために、国と地方公共団体間のコミュニケーションの仕組みを改善し、充実させていくことが重要と考えており、今後もさらに検討を深めていきたい。

資料1 国と自治体の協議の場関係法令

地方自治法（抜粋）

第二百六十三条の三 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。

3 内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するよう努めるものとする。

4 前項の場合において、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策に関するものであるときは、内閣は、これに遅滞なく回答するものとする。

5 各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

第一款 国地方係争処理委員会

（設置及び権限）

第二百五十条の七 総務省に、国地方係争処理委員会（以下本節において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち国の行政機関が行うもの（以下本節において「国の関与」という。）に関する審査の申出につき、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

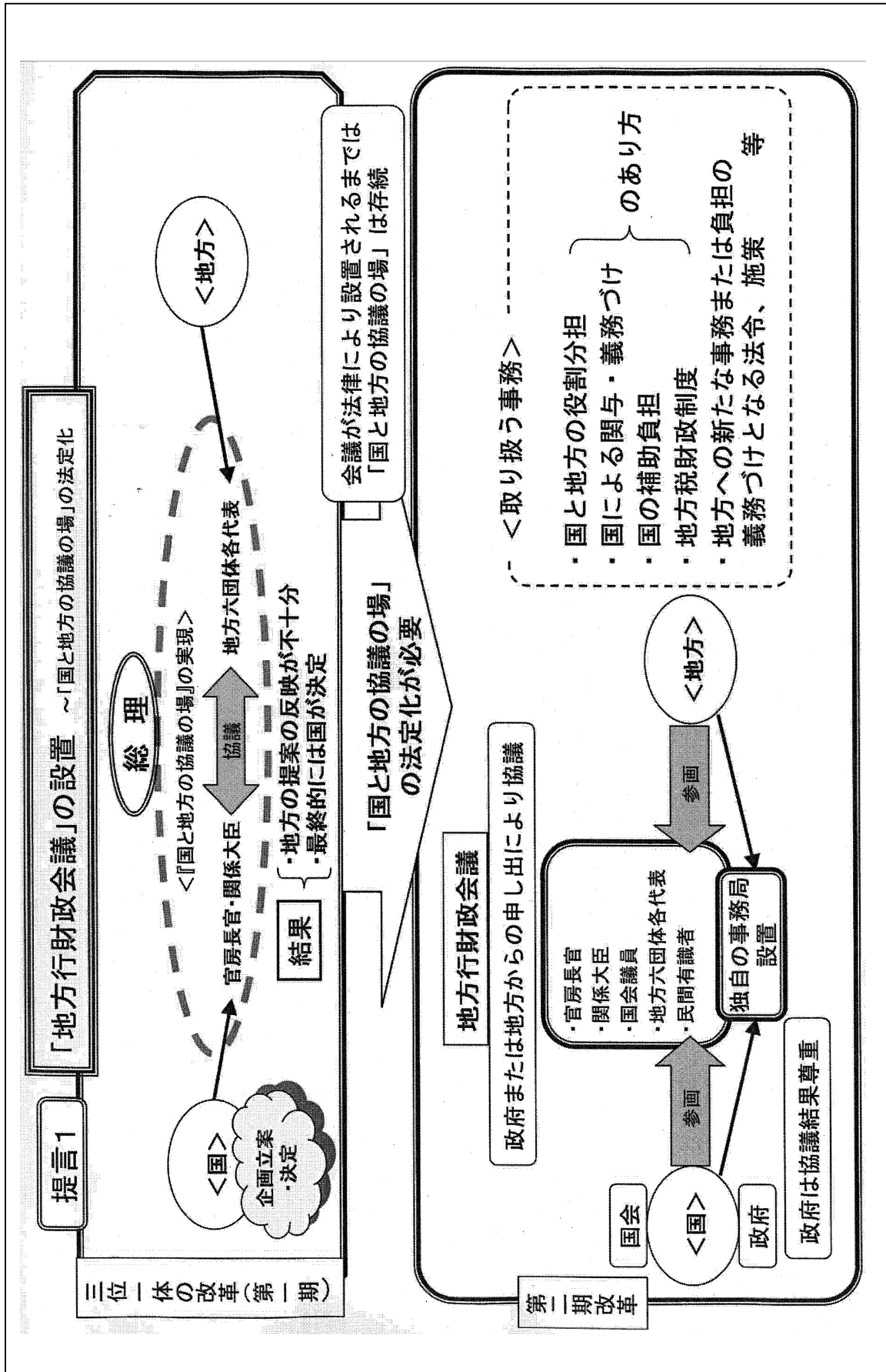
地方交付税法（抜粋）

（交付税の額の算定方法に関する意見の申出）

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。

この場合において、市町村にあっては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由しなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。



資料3 地方行財政会議(仮称)に関する知事会の整理(案)

(全国知事会地方分権推進特別委員会(H19.7.6)の資料から抜粋)

1 地方行財政会議の位置づけ

新規立法に基づく、中央政府と地方政府との政府間協議組織。

国家行政組織法に規定する「行政機関」等の政府内組織や、国会内の組織とは異なる。

2 地方行財政会議の任務

(1) 協議対象(以下のうち重要なもの)

地方自治の基本的な準則の見直し 国による新たな関与の創設
地方税財政制度の見直し 地方の事務経費に係る国の補助負担の見直し
地方への新たな責務、事務または負担の義務づけ、権限の付与となる法令、施策
地方が負うべき責務、事務を新たに国が行うものとする法令、施策 等

(2) 協議時期

定期的開催を法律上明記し、中央・地方政府双方の政策立案スケジュールの中にシステム的に組み込む。(中央政府の政策立案過程に反映することを目的。)

緊急を要するものは、中央・地方政府のそれぞれの申し出により開催。

3 地方行財政会議の権限

- (1) 政府は、会議において協議が整った事項を尊重するよう努める。
- (2) 会議は原則公開とし、協議の内容及び結果は、国会へ報告。

4 地方行財政会議の構成

(1) 構成員(議員)(案件に応じて、関係大臣・首長等を臨時議員とする)

中央政府：内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣
地方政府：地方六団体代表(会長)

(2) 運営体制

共同議長：内閣官房長官、全国知事会長
事務局：中央・地方政府双方の職員による事務局を国の機関から独立し設置

5 地方行財政会議と既存審議会との整合性

中央の独自の検討のため、地方制度調査会や地方財政審議会等は引き続き必要。
審議会等の答申内容により中央政府が具体的に立案する際には、本会議の協議対象。

6 地方行財政会議と国会との関係

地方行財政会議は、中央と地方の「政府間協議組織」であり、国会の立法権限や予算議決権を侵害するものではない。

特区法の基本的枠組み

構造改革特別区域基本方針(閣議決定)

- 構造改革特別区域制度の推進の意義・目標
- 実施すべき施策に関する基本的な方針
- 政府が講ずべき措置についての計画(プログラム)

・講ずることが可能な規制の特例措置(法律、政令、省令、通達等)について一覧性を確保

<地方公共団体> 構造改革特別区域計画の作成・申請

《関係省庁に各規制について法令の解釈を求めることが可能(各省庁は回答義務)》

《民間も、地方公共団体に提案可能(採用されない場合は理由等を通知)》

(計画の内容)

- 構造改革特別区域の範囲
- 事業の内容、適用を受けようとする規制の特例措置
- 期待される地域活性化の効果 等

<内閣総理大臣> 構造改革特別区域計画の認定

- 基本方針適合性や地域活性化効果等を見て判断。
- 規制の特例措置の適用については関係行政機関の長の同意(規制の特例措置を講ずることの必要性及び要件適合性については、地方公共団体の判断を尊重。要件に適合する場合は、関係行政機関の長は原則として同意。)

規制の特例措置の適用

- 計画が認定された場合に、この法律や政省令で定められた規制の特例措置が適用される。

構造改革特別区域推進本部の設置(内閣総理大臣が本部長)

- 構造改革特別区域制度の集中的・一体的な推進、総合調整

国・県からの照会又は調査における問題点に関する取りまとめ（平成19年4月～平成20年11月）

北上市 下水道事業分

調査の 周期性	調査の 重複性	調査結果の 公表の有無	調査の目的 または根拠	発行年月日	発信元（国）	発信元（県） （経由元）	調査名称	内容	概要	報告に要する 事務的な負荷
直近の調査 や他省庁に 報告済みの 調査と内容 が重複する もの	回答結果の 公表の有無 を明確に記 載していない もの	法令または 通達等を根 拠としたもの	調査の根拠 となる法令 等が明確で ないもの	平成19年4月25日	総務省自治財政局公 営企業課ほか	地域振興部市町村課 財政担当課長	資金不足額（赤字 額）調べについて	資金不足額等の調査	財政健全化法関係	C
				平成19年4月25日	総務省自治財政局地 域企業経営企画室長	地域振興部市町村課 主幹兼財政担当課長	平成19年度経営状 況等の説明聴取等につ いて	収支計画及び経営状 況調の提出	財政健全化法関係	A
				平成19年6月6日	総務省自治財政局公 営企業課長ほか	地域振興部市町村課 財政担当課長	資金不足額（赤字 額）の算定・調査に ついて	資金不足額等の調査	財政健全化法関係	C
				平成19年7月13日	総務省自治財政局地 域企業経営企画室下 水道事業係長	地域振興部市町村課 地方債担当	経営健全化基準検討 に当たっての基礎資 料について	資金不足額等の調査	財政健全化法関係	A
				平成19年8月24日	総務省自治財政局財 務調査課	地域振興部市町村課 財政担当課長	「地方公共団体の財 政の健全化に関する 法律」の施行に向け た財政指標関係の検 討基礎調査（追加 ①）について	資金不足額等の調査	財政健全化法関係	C
				平成19年10月4日	総務省自治財政局公 営企業経営企画室ほ か	地域振興部市町村課 財政担当課長	経営健全化基準検討 にあつての基礎資 料について	資金不足額等の調査	財政健全化法関係	B
				平成20年5月26日	総務省自治財政局公 営企業課長ほか	地域振興部市町村課 財政担当課長	健全化判断比率算定 等のスケジュール見 込み等について	資金不足額等の調査	財政健全化法関係	A
				平成20年9月5日	総務省自治財政局公 営企業経営企画室ほ か	地域振興部市町村課	地方公共団体の財政 の健全化に関する法 律に係る資金不足比 率が20%以上の公営 企業の実施調査	経営状況（過去の実 績及び今後の見通 し）	財政健全化法関係	B
				平成20年9月17日	国土交通省東北地方 整備局	県土整備部下水道環 境課	資金不足比率等の調 査について	資金不足額等の調査	財政健全化法関係	C
				制度の変更 や新たな指 標の策定 のための随 時なもの	記載あり	調査の根拠 となる法令 等が明確で ないもの	調査の根拠 となる法令 等が明確で ないもの	平成19年8月8日	総務省自治財政局公 営企業課長ほか	地域振興部市町村課 総括課長
平成20年2月28日	総務省自治財政局地 域企業経営企画室下 水道事業係長	地域振興部市町村課 財政担当課長	「分流式下水道等に 要する経費」に対す る繰入金状況の調査に ついて					一般会計繰出金に係 る調査	一般会計繰出金関係	C
平成19年6月1日	国土交通省東北地方 整備局	県土整備部下水道環 境課	下水道事業量の調 査について					事業量の調査	補助事業関係	B
平成19年8月2日	国土交通省都市・地 域整備局	県土整備部下水道環 境課	公共下水道の管渠の 整備に關する調査					市町村の概要及び整 備面積に係る調査	補助事業関係	A
平成19年8月20日	国土交通省都市・地 域整備局	県土整備部下水道環 境課	実施計画F-3調査 の全体計画面積につ いて					計画面積の見直し状 況の調査	補助事業関係	C
平成19年10月4日	国土交通省都市・地 域整備局	県土整備部下水道環 境課	下水道事業の実施状 況に關する調査につ いて					事業実施計画の変更 状況についての照会	補助事業関係	C
平成20年3月14日	国土交通省	県土整備部下水道環 境課	下水道事業計画と整 備状況に關する調査 書の提出について					事業計画の調査	補助事業関係	C
平成20年5月1日	国土交通省東北地方 整備局	県土整備部下水道環 境課	平成21年度予算にお ける新規要求事項等 の調査について					補助対象事業の実施 予定調査	補助事業関係	C
平成20年9月9日	国土地理院		平成19年度に実施し た公共測量の実態調 査について					公共測量の実施状況	補助事業関係	C
平成20年7月1日		県土整備部下水道環 境課	下水道中期ビジョン 策定状況に關する調 査について					中期ビジョン策定状 況の調査	補助事業関係	C
法令や過去 の通達等 による定期 的なもの	重複なし	回答結果の 公表の有無 を明確に記 載していない もの	調査の根拠 となる法令 等が明確で ないもの	平成19年4月20日	総務省自治財政局公 営企業課長	地域振興部市町村課 財政担当課長	地方公営企業の経営 の総点検の実施状況 について	経営の総点検に係る 報告	その他	C
				平成19年9月10日		地域振興部市町村課 財政担当課長	平成19年度簡易協議 手続きに基づく地方 債の協議等について	公債費負担適正化計 画及び公営企業健全 化計画の提出	起債申請関係	A
				平成20年5月26日	総務省自治財政局公 営企業課長	地域振興部市町村課 財政担当課長	地方公営企業の経営 の総点検の実施状況 について	経営の総点検に係る 報告	その他	C
				平成20年8月22日		県土整備部都市計画 課総括課長	都市計画現況調査等 について	下水道処理施設の現 況調査	補助事業関係	B
				平成19年5月22日	国土交通省東北地方 整備局	県土整備部下水道環 境課	公共工事コスト構造 改革に關する実施状 況の取りまとめにつ いて	コスト削減に關する 業務の見直し状況の 把握	補助事業関係	C
				平成20年1月9日	国土交通省都市・地 域整備局	県土整備部下水道環 境課	下水道事業の整備効 果の向上を図るため の事業の再点検の フォローアップ調査	事業見直し状況の把 握調査	補助事業関係	C
				平成20年1月25日	国土交通省都市・地 域整備局	県土整備部下水道環 境課総括課長	下水道事業の整備効 果の向上を図るため の事業の再点検の実 施及び「下水道事業 効率化・重点化計 画」の策定について	整備計画及び重点化 計画の報告	補助事業関係	C
				平成20年2月1日	国土交通省都市・地 域整備局	県土整備部下水道環 境課	下水道事業に關する 平成19年度の中 間とりまとめにつ いて	下水道施設設置基準 の見直しによるコス ト削減効果の照会	補助事業関係	C
				平成20年2月27日	国土交通省下水道部 下水道事業課	県土整備部下水道環 境課	下水道事業における コスト削減効果の把 握について	下水道施設設置基準 の見直しによるコス ト削減効果の照会	補助事業関係	A
				平成20年6月9日	国土交通省	県土整備部下水道環 境課	公共事業コスト構造 改革に關する平成19 年度の実施状況の取 りまとめについて	下水道施設の設置基 準についての照会	補助事業関係	C
平成19年8月3日		県土整備部都市計画 課総括課長	都市計画現況調査等 について	下水道処理施設の現 況調査	補助事業関係	A				

【報告に要する事務的な負荷の凡例】

A：作業時間が2日を超えるもの B：作業時間が1日から2日のもの C：作業時間が1日以下のもの

国・県からの照会又は調査における問題点に関する調査取りまとめ一覧

滝沢村

問題区分	調査名称	調査内容	調査依頼元	回答担当課
複数回同一の回答内容を同じ調査依頼元に報告している事例	事務担当者調査	一般的に年度当初に行われる事務担当者調査について、県庁の各業務担当者から個別に行われる場合がある。	県庁 児童家庭課	子育て支援課 他
回答内容が重複し、回答先が異なる事例	豪雪地帯基礎調査	豪雪の現状・課題及び対応策等について	岩手県地域振興部 地域企画室	経営企画課
	克雪体制整備についての現状調査	克雪体制整備に関する状況調査(依頼元:国土交通省都市・地域整備局)	岩手県地域振興部 地域企画室	経営企画課
	自然公園等の整備要望箇所調べ	国立・国定・県立各自然公園内で必要と思われる施設整備箇所	岩手県環境生活部自然保護課	商工観光課
	国立公園内における施設整備の提案事項意向調査について	国直轄の整備が必要と思われる施設で、施設整備と適正な管理運営がセットで機能するような事業のアイデアの提案又は要望	環境省東北地方環境事務所 盛岡自然保護官	商工観光課
	特定健康診査実施状況等調査	健康診査事業の実施方法、実施数、目標値、保健指導内容、有資格者数等の調査	・県 ・環境保健研究センター (同様の調査は国保連・後期高齢者広域連合からもあり)	保険年金課 健康推進課
	公営企業決算統計調査	損益計算書、貸借対照表、資本的収支 職員数・経験年数	総務省自治財政局 公営企業課	上下水道部料金課
	水道統計	損益計算書、貸借対照表、資本的収支 職員数・経験年数 重複しない事項:施設・給水量分析・水質	厚生労働省水道局	上下水道部料金課
回答による調査結果が示されない事例	母子自立支援プログラム策定事業参加希望申込者名簿の提出	児童扶養手当現況届にあわせて提出された「母子自立支援プログラム策定事業参加希望申込書」について、申込状況を岩手県へ提出したところ、本来なされるべき、県庁から盛岡地方振興局への提出結果の提供がなされなかった。	県庁 児童家庭課	子育て支援課
	健康増進月間実施状況調査等	健康づくり事業に関連する「月間」の実績	保健福祉部 ・長寿社会課 ・保健衛生課	健康推進課
回答による調査結果が日常業務に使用できない事例(市町村単位で公表されていない等)	路上工事縮減に向けた実態調査	村道工事による通行規制日数の実績	岩手県県土整備部道路環境課 (東北地方整備局)	道路課
国、県等が外郭団体に調査を委託し、外郭団体へ回答を行っている事例	豪雪地帯市町村の冬期生活支援・道路管理に関するアンケート	豪雪に伴う課題、対応策等の現状把握	国土交通省 国土技術政策総合研究所	経営企画課
	学校における教育情報化の実態に関する調査	PC設置台数、接続回線種別、教員のICT活用指導力の状況調査等	・国:文部科学省初等中等教育局 局参事官付情報整備係 (県担当:岩手県教育委員会学校教育室情報教育担当指導主事) ・調査会社(株)データサービスセンター	学校教育課
その他、国・県からの調査又は照会で、業務の負担又は支障と感知られる事例	総評価見込の調べ(予)	平成21年度固定資産税評価内容に関する調査において、来年度は3年に一度の評価替を迎えますが、これまでは2~3か月前に評価基準のリリースが行われていたものが、国においてはパブコメ導入を事情に遅延しており、公表から報告回答までが極めて短期間となることの負担及び評価替作業への支障が見込まれる。	国:総務省自治税務局固定資産課 県:市町村課	税務課
	電子メールによる連絡	インターネット経由による電子メールでの連絡は、送受信の保障がなされないものであるにもかかわらず、安易に多用される傾向にある。今後「送信した」「受信してない」というトラブルが発生する危険性ははらんでいると考えられる。		
	母子自立支援プログラム策定事業参加希望申込者名簿の提出	児童扶養手当現況届にあわせて提出された「母子自立支援プログラム策定事業参加希望申込書」について、申込状況を岩手県へ提出するにあたり、個人名と住所地を入力したファイルを電子メールで送信するよう指示されたが、これはインターネットの性質上好ましくないと考えられる。	県庁 児童家庭課	子育て支援課
	母子自立支援プログラム策定事業参加希望申込の案内発送	児童扶養手当現況届にあわせて対象者へ宛て案内文書を送付するよう指示されるが、この案内文書は原稿を示されるのみで送付文書の印刷は市町村でなすよう指示されており、負担が生じている。	県庁 児童家庭課	子育て支援課
	LGWANメール	県庁からの連絡等が、県庁の各担当から送信される電子メールと、県庁で言うところのLGWANメールとに運用が分かれている。この他文書による通知等を含むと受信する市町村がわに負担が生じていると考えられることから、県からの通知に関する整理が必要とである。		
	水道統計	村内の飲料水供給施設・専用水道について水道事業者が調査をし結果を集計報告しているが、そもそも水道事業者は他の経営体を調査する権限が無い。	厚生労働省水道局	上下水道部料金課

【検討経過】

- 平成20年6月17日(火) 第1回検討 主な議題：検討の進め方・現状分析
 " 7月11日(金) 第2回検討 主な議題：課題の検証
 " 9月26日(金) 第3回検討 主な議題：検討の方向性の確認
 " 11月6日(木) 第4回検討 主な議題：報告書作成方法の検討
 " 12月9日(火) 第5回検討 主な議題：報告書原案の検討

【ワーキンググループ名簿】

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手県地域振興部市町村課	主任主査	小原 勝	リーダー
岩手県総合政策部政策調査監	主任主査	葛尾 淳哉	
岩手県環境生活部資源循環推進課	主任主査	松本 淳	
岩手県商工労働観光部経営支援課	主 査	山本 洋樹	
滝沢村経営企画部経営企画課	主 査	熊谷 和久	
北上市上下水道部営業課	主 任	田村 貴洋	
岩手県地域振興部地域企画室	主 査	日向 秀樹	事務局